

**第15回 練馬区区民協働推進会議
議事概要**

《日時・場所》

- 1 日時 平成25年10月29日(火)午後4時～午後6時
- 2 場所 練馬区役所本庁舎19階 1902会議室

《次第》

- 1 開会
- 2 案件
 - (1) 平成25年度協働事業提案制度の審査について
 - (2) 区民協働交流センターの管理運営について
 - (3) 協働事業提案制度平成25年度実施事業の中間評価(確認)について

《出席者》

江村健二委員、尾崎恭司委員、草間俊行委員、佐藤修男委員、平修久委員、
瀧澤利行委員、長澤英男委員、森本陽子委員、山口和海委員、吉田壯二委員
大羽康弘委員(区民生活事業本部長)、中村哲明委員(地域文化部長)
(事務局)地域振興課職員 5名
(傍聴者)なし

1 開会

座長

- ・第15回練馬区区民協働推進会議を開催する。

2 案件

(1) 平成24年度協働事業提案制度の審査について

座長

- ・案件の(1)「平成25年度協働事業提案制度の審査について」事務局から説明をお願いする。

事務局

- 資料1の説明および資料2の説明

座長

- ・審査委員会の体制と二次審査の対象となる事業の選定方法を中心に意見をいただく。
- ・まずは、審査委員会の体制について、意見等はあるか。

C委員

- ・昨年度まで審査委員を8名体制で実施してきた理由は何か。

事務局

- ・協働事業提案制度は他の多くの自治体でも取り組んでいる。多くの自治体の審査体制は6人～8人程度である。それらを参考に事務局として8名体制という案を出し、本推進会議で議論をいただいた結果である。

C委員

- ・私自身昨年は審査委員として審査に携わってきた。一方、審査に携わっていない委員の意見を伺うと、公開プレゼンテーションを傍聴したが、あくまでも傍聴であったため、審査委員と比較して、提案事業に対する理解の深さに差が生じるようであった。
- ・採択し、実施した事業については、本推進会議が中間評価、総合評価を行うことになる。そのため、できるだけ多くの委員が審査委員として関わったほうが良いような印象である。

座長

- ・他に意見等はあるか。

I委員

- ・審査委員を8名体制のまま実施すると、昨年と今年の両方の審査に携わる委員も選ばなくてはならない。それならば、全員で実施したほうが良いと思う。

座長

- ・以前の会議で審査に携わっていないと評価もやりにくいという議論があった。
- ・F委員、G委員は中間支援を行う立場から審査に携わらないこととしているが、何か意見はあるか。

F 委員

- ・既に団体から相談に応じている状況である。このことから、中間支援組織の委員は審査に加わらないほうが良いと思う。

座長

- ・今年度の審査については、中間支援組織の F 委員と G 委員の 2 名の委員の除いた 11 人の委員で行うことで良いか。

- 異議なし

座長

- ・次に二次審査の対象となる事業の選定方法について意見をいただく。
- ・事務局に確認するが、資料 2 の 2 ページの合議により選定を行う場合の例の表で、「審査項目の協働の必要性が 3 点未満の場合」と記載がある。審査項目の協働の必要性は 2 項目あるが、上の項目の「提案団体が単独で取り組むよりも、効果的に事業の実施が期待できること」に関してという理解で良いか。

事務局

- ・その理解で良い。

座長

- ・昨年の審査委員会において、ある提案事業に対して、単独で取り組んだほうが良いのではなかという意見があった。また、協働にふさわしい事業を選定する審査であるため、協働の必要性の項目は重要であるという意見があった。
- ・それらの意見を踏まえ、今回、審査委員会が合議で選定を行う基準を明確にした。これ以外のものが出てくる場合もあるが、この基準に当てはまる場合は、必ず議論をすることである。
- ・この基準を含め、審査方法全般について意見等はあるか。

C 委員

- ・昨年審査に携わり、一番苦労をしたことは自分自身の基準点を 5 点満点の中でどこに置くかということである。各審査委員の採点結果を拝見すると基準点の位置がそれぞれである。基準点の位置が違くと平均点にも大きな影響を及ぼす可能性がある。基準点の位置を低く設定すれば、平均点は低くなる。また、その逆もあるため、悩ましい面がある。ただし、何らかの形で基準を設けなければならないと思う。
- ・昨年の審査委員会で、協働の必要性、事業の発展性は審査の重要なポイントであるという議論があった。この 2 項目に関して、合議をする場合の基準を明らかにするのであれば、その基準に従って審査をする。

座長

- ・他に意見等はあるか。

K 委員

- ・協働の必要性の審査の視点に、区民（受益者）に対してどの程度効果があるかという視

点も含めて審査をすると良いと思う。

- ・企画書や公開プレゼンテーションでは、提案団体の「こうあるべきだ」という想いが強く、区民（受益者）のメリットが見えにくい場合がある。事業を行うことによって区民（受益者）が受けるメリットは何かという視点が、どこかに含まれていたほうが良いと思う。そうすることにより、区民と区とが一緒になって、区民（受益者）のメリットとなる事業を行うということが見えてくると思う。

座長

- ・審査基準の一つに事業の目的・公共性という項目がある。区民（受益者）へのメリットの有無については、公共性が高いかどうかで判断している。

K委員

- ・提案団体の中には、自分たちの活動は公共性が高いと思い込んで提案をしている団体もある。そのため、協働の必要性の項目に、区民（受益者）のメリットの視点を盛り込んだほうが良いと思う。

座長

- ・協働の必要性の項目は、あくまでも協働の視点である。事業の必要性とは別である。

事務局

- ・協働事業提案制度で提案いただく事業は、区民（受益者）のために実施するというのが前提である。提案に関して団体から相談を受ける際や事業関係課と意見交換の際には、この視点を持って実施している。
- ・また、提案団体には、企画書の事業の成果・効果の項目に、事業を実施することにより区民（受益者）にどの程度の効果があるのかを記載していただくようにしている。
- ・審査委員には、企画書全体を通じて、区民（受益者）への効果についての視点を持って、審査をしていただければと考えている。
- ・また、各審査委員には、それぞれの基準、考え方を持って審査をしていただき、最終的に審査委員会として議論をしながら、審査委員会としての結論を出していただければ良いと考えている。

K委員

- ・協働の必要性の項目について、もっと配点のウエイトが高くて良いと思う。

事務局

- ・審査項目ごとの配点についても、本日、議論をして決めていただきたい。

座長

- ・審査基準、審査の視点については公開されている。配点に関しては、未公開であるため、本日の議論の中で決めていく。
- ・他に意見はあるか。

I委員

- ・協働事業提案制度は4年目である。今後の協働事業の展望について聞きたい。

- ・これまでの協働事業提案制度で提案されている事業は、NPOを中心として、どちらかと言うと自分たちのやりたいことを提案するという傾向がある。
- ・公共性、社会性が高い課題や現在練馬区が抱えている様々な課題の中で、協働で取り組む優先度が高いもの、そうした指針というようなものを本推進会議の中で区側ともやり取りもしながら議論する機会を持ち、情報の共有ができた方が良いと思う。4年目を迎え、今後の協働事業提案制度のあり方を検討する際には、とても必要な視点であると考えている。

事務局

- ・協働事業提案制度については、練馬区長期計画の中で、区民の皆さまからの提案を受け取る受け皿をつくること、5年間で25事業を実施することを目標に掲げて取り組んできている。その中で、5年目を区切りとして、これまでの取り組みの総括をしながら、次の展開を考えていかなければならない。
- ・区民のニーズが多様化する中で、様々な事業を区民の皆さまと区とが協働で取り組むということは当然の方向であり、協働事業提案制度も、発展的な視点を持って検討していく必要があると考えている。
- ・なお、協働については、協働事業提案制度だけではなく、区全体として、各所管課が協働事業という進め方を意識しながら様々な事業に取り組んでいる。
- ・また、優先度が高い課題については、5年ごとに作成している長期計画の中で、分野ごとに重点的に取り組む課題を示している。協働で取り組む優先度の高い課題とも重なる部分が多いと考えている。

座長

- ・本推進会議としては、協働事業提案制度について、今後、議論していくことになる。
- ・他に意見等はあるか。

C委員

- ・協働の必要性の項目の配点を増やすことになると、項目ごとに配点が違うという結果になり、審査が難しくなる。配点が5点であっても、協働の必要性が高ければ、各委員の得点も高くなると思う。

A委員

- ・合計点が合格点に達している事業でも、協働の必要性と事業の発展性の項目に関して平均点が3点未満の場合には合議の対象となる。そういう面ではこの2つの項目は、他の項目よりも重視しているということになる。

K委員

- ・協働の必要性の項目には、5点満点の項目が2つあり、合わせると10点満点になるためそれで十分という考え方もある。

A委員

- ・審査基準の中で、事業の目的・公共性、事業の実現性、協働の必要性の項目については、

2項目ずつとなっている。つまり、この3つの項目については重視し、10点ずつの配点となっている。

C委員

- ・より公共性を重視するとなると、合議で選定を行う場合の例の中に事業の目的・公共性の項目も入れるという方法もあると思う。

A委員

- ・そのような方法もあると思うが、公共性が高いというのは、大前提の条件である。

C委員

- ・協働の必要性の項目の配点は2項目で、合わせて10点ある。これで十分ではないか。

座長

- ・他に意見はあるか。

- 特になし

座長

- ・今年度の審査については、資料2の別紙に基づき行うということで良いか。

- 異議なし

(2) 区民協働交流センターの管理運営について

座長

- ・案件の(2)「区民協働交流センターの管理運営について」事務局から説明をお願いする。

事務局

- 資料3の説明

座長

- ・意見等はあるか。

I委員

- ・入口というのは分かりやすくはないといけない。例えば、体調が悪い時は、総合病院に行く。その総合窓口で「何科ですか」と聞かれても困る。とりあえずは症状を伝え、適切な科につないでもらう。資料3では、相談者が適切な相談場所を自分で決めなければならないようなイメージを受けるが、その理解で良いか。

- ・また、練馬区NPO活動支援センターのパンフレットに直通の電話番号が掲載されている。これは、どこに通じるのか。

事務局

- ・電話は練馬区障害者福祉推進機構につながる。

I委員

- ・そこから、相談内容に応じて、適切な運営団体につなげていくということか。

事務局

- ・今の状態は、そういうことである。

- ・区民協働交流センターの相談窓口は、病院の総合窓口に当たる機能を果たす。相談窓口において相談内容を聞き取り、適切なNPO活動支援センターの運営団体につないでいく。
- ・ただし、個々の運営団体につなぐ程度にない一般的な相談については、相談窓口で対応をしていく。

I委員

- ・イメージは概ねわかった。その場合、練馬明るい社会づくりの会とインターネットビジネス研究所というのは、どのような役割を果たすのか。
- ・また、NPO活動支援センターのネットワーク方式というのは、どのような意図で、この仕組みをつくったのか。

事務局

- ・NPO活動支援センターは平成18年度から開設している。区としては、NPOやボランティア団体の中間支援を行う団体を育てていくという視点を持ち、一定のスキルを持った団体が、一緒になってNPO活動支援センターを運営することで、それぞれの専門性を活かし、違いも理解し合いながら、団体同士が中間支援のあり方を議論し、その中で団体が育ち、中間支援機能を高めていくという意図から、ネットワーク方式を採用している。
- ・設立から、7年が経過し、NPO活動支援センターの中間支援機能の底上げが図られていると感じている。

座長

- ・他に意見等はあるか。

A委員

- ・区民協働交流センターは、場所と機能の2つの側面を持っている。資料3の3ページの表の灰色の部分について、「NPOセンターの事業として」というのは機能であり、「協働センターを中心に実施」というのは場所のことである。一方、黄色の部分は、協働センター、NPOセンターの機能のことである。この辺りがわかりづらい部分だと思う。

事務局

- ・区民協働交流センターもNPO活動支援センターも同じ機能を持つ部分が多い。それぞれの役割を果たすために別々の事業を行うことは効率的ではない。また、事業を実施する際にも、わかりやすい場所で事業を実施する必要がある。そのため、NPO活動支援センターがこれまで様々な区立施設を利用して実施してきた事業を、区民協働交流センターで実施してもらおう。その結果、NPO活動支援センターの事業であっても、区民協働交流センターの役割の一部を果たしていくことになる。

C委員

- ・今までは、何か相談ごとがあった場合に、NPO活動支援センターの4つの運営団体のどこかに電話する。そこで、適切な団体につないでもらおうということになる。

- ・これからは、電話でも良いが、直接窓口に行くことで、NPOの情報など、ストックされている情報を活用しながら、より具体的で、利用者にとって今までよりも分かりやすい環境で相談に乗ってもらえるようになると感じる。

座長

- ・他に意見等はあるか。

I委員

- ・区民協働交流センターの相談窓口は、相談を受けて、その後、適切なNPO活動支援センターの運営団体につないでいくだけであり、疑問が解決する場ではない。本来ならば、その場で解決して欲しいと思う。

事務局

- ・相談内容によって、対応が変わってくると思う。例えば「NPOとは何ですか」というような問い合わせが相談窓口にあった場合は、「NPOとは、こういうものです」という説明で終わる。一方、「NPOを立ち上げたい」という場合には、それぞれの専門性を持つ運営団体につないでいく。こうした役割をこの相談窓口が果たす。全部の相談をこの窓口で解決するということは困難である。
- ・また、区民協働交流センターは、相談のほかに講座や交流会など多様な事業を実施する施設である。相談窓口については、一次窓口として、相談のきっかけとなる役割を果たすことになると考えている。

I委員

- ・区民協働交流センターという新しい仕組みの入り口ができたにもかかわらず、「NPOとは何ですか」というような情報を入手するところであるというのは違うような感じがする。

事務局

- ・一般的にNPOという名前は知っていても、中身まで知っているという方は多くはないと思う。
- ・「NPOとは何ですか」という質問があれば、相談窓口で対応していくし、「どんなボランティアがありますか」というような質問にも対応していく。

C委員

- ・相談窓口ですべての相談に対応するとなると、NPO活動支援センターの運営団体のすべてのスタッフが常駐していなくてはならない。それは、困難であると思う。
- ・幅広い相談の入り口として、この相談窓口があり、それから先は、相談者がNPO活動支援センターをどのように活用するかだと思う。

G委員

- ・相談窓口では、電話での相談にも応じていくのか。

事務局

- ・電話でも相談に応じていく。NPO活動支援センターのパンフレットにも掲載していく

予定である。

G委員

- ・ N P O活動支援センターの仕組みを知らない区民の方にとっては、区民協働交流センターとの違いが分からないのではないかと。N P O活動支援センターのパンフレットに区民協働交流センターの相談窓口も一緒に掲載すると、余計に分かりづらくなるように感じる。

C委員

- ・ 相談窓口に来れば、相談内容によっては、その場で解決する場合もあるし、紹介されたN P O活動支援センターの運営団体に電話して解決するような場合もあると思う。

事務局

- ・ N P Oに関する相談については、高度化しており、専門性が増してきている。会計や税務に関する相談については、資格を持っていなければ教えてはいけない部分もある。そうした相談について、相談窓口で対応することは困難である。
- ・ 相談窓口では、一般的な相談には対応ができるが、個々の事情による相談について満足度の高い対応をするためには、N P O活動支援センターの各運営団体が、それぞれ専門的な人材や情報を持っているので、そちらに円滑につないでいくことが理想であると考えている。

C委員

- ・ 想定される質問事項の一覧を示していただくと具体的に分かりやすいと思う。

F委員

- ・ 平成 17 年度にN P O活動支援センターの設立に向けた検討会が開催された。その結果、練馬区では、箱物を持たないで、事務所を持っている団体に委託をするという形でN P O活動支援センターを立ち上げてきた。
- ・ N P O活動支援センターの運営団体は、すべての団体が相談を受けている。相談の他に各団体が講座や交流会、N P Oニュースの発行、税理士の派遣などを行っている。
- ・ 最近の相談では、認定N P Oに関する相談、助成金や公的機関から資金を受けるにはどうしたら良いかなどの相談も増えている。また、N P Oの中で、ソーシャルビジネスに向かい始めている団体も増えてきている。さらに、若者がN P Oを立ち上げ、独自の方法で社会の中に貢献していくものを作っていこうという動きも広がり始めており、N P O法人自身がかかなり多様化してきている。一般的な認識とは違った形で広がり始めている。そうした部分では、N P O活動支援センターだけでは、対応できない部分もあると感じ始めている。また、協働事業というものが、N P Oやボランティア団体に広がっており、協働に対する相談も寄せられている。そうしたことから、区民協働交流センターの相談窓口にも、様々な相談が来ると考えている。ある程度専門性がある人を常駐させ、夜間や土日については、適切に取り次いでいくというのが、この相談窓口の役割ではないかと思う。

座長

- ・他に意見等はあるか。

K委員

- ・NPOが一番困っているのが「ひと」、「もの」、「かね」である。それをどのように支援してもらうかで悩んでいると思う。NPO活動支援センターは前からあったが、なかなか上手に活用できず、さらに寄付等も集まらず、非常に苦戦しているというのが現状だと思う。
- ・今回、区民協働交流センターができることにより、より活用しやすくなり、協働という新しい考え方もそこに加わったということだと思う。そのような解釈で良いか。

事務局

- ・今まではネットワーク方式ということで、NPOに対する支援の入り口がわかりづらいとい課題があった。今回、区民協働交流センターができることにより、大きな相談の入り口が明確になると考えている。

K委員

- ・相談の中身として、「ひと」、「もの」、「かね」に関することが多いのではないかと。

事務局

- ・どのような相談であっても、一般的な話は、相談窓口でできると思う。ただし、様々な事情を持って来られる方がいると思うので、一般論で話をした時に、どの程度満足をしていただけるかが課題であり、その際には、NPO活動支援センターの適切な運営団体につないでいくことが大切であると考えている。

F委員

- ・NPOが必ずしもお金に困っているわけではない。現在練馬区には、260を超えるNPO団体がある。その中で、年間収入が1億円以上あるNPOが10団体ある。5千万円以上ある団体も多い。一方、収入が無いNPOもある。非常に幅が広い状況である。収入が低い団体をどのように引っ張り上げるかということが、NPO活動支援センターの役割である。そうした団体には、助成金の情報を提供し、応募を促したりしてきた。
- ・平成18年から平成20年ぐらいまでは、NPOの設立に関する相談が多くあった。それ以降は、会計処理、税務、社会保険、労務に関する相談など、徐々に専門的な相談が増えてきたのが現状である。NPO法人も民間会社と同じような活動を始めているという傾向は見え始めている。

座長

- ・他に意見等はあるか。

I委員

- ・F委員の発言にあった相談は、場所がなくても、ネットワーク方式であることで、ある程度カバーできたことだと思う。今後は、場所ができるので、利用する方も提供する方も、強い意識を持って活用して欲しい。顔が見えるということ、同じ志を持った方が情

報共有をしていくことは大事なことであると思う。NPO間の横のつながりを維持していくこと、広げていくことは難しいため、協働という場を持った看板があるところで、NPO間の協働、様々な分野を超えた横のつながりにつながっていくような仕組みをつくって欲しい。また、オープニング事業等も含めて、その辺りの演出というものが、企画する側の腕にかかってくる。お客様を待つ、相談する方を待つのではなく、幅広く打って出るような企画をして欲しい。

事務局

- ・区民協働交流センターの機能として、「活動主体同士の連携・調整」、「企業等のCSRの取り組みと活動主体の活動とのマッチング」を掲げている。具体的な方法というのは、今後の検討となるが、こうした視点を持ちながら、横のつながりに取り組んでいく。
- ・現在でも、交流会を開催しているが、区民協働交流センターの場を使い、こうした事業を展開していくというの、一つの手法であると考えている。

I委員

- ・相談窓口の委託を受けたところが、企画・運営を行うという理解で良いか。

事務局

- ・これまでの議論で、相談事業ということが主に取り上げられているが、NPO活動支援センターでは、相談事業の他に、講座・イベント事業、人材確保・育成事業を実施している。NPOについては、NPO活動支援センターの事業の中で企画・立案をしていたきながら、事業を実施していく。同時に、区においても、企画・立案をして実施していく。

座長

- ・今後、本推進会議で区民協働交流センターに関する案件はあるのか。

事務局

- ・区民協働交流センターは、平成26年4月の中旬にオープン予定である。その前に本推進会議を1回は開催する予定である。その際は、区民協働交流センターについて、今回よりも具体的な資料をお示ししたいと考えている。

座長

- ・他の案件もあるため、区民協働交流センターに関しては、次回の会議で再度議論することとする。

(3) 協働事業提案制度平成25年度実施事業の中間評価(確認)について

座長

- ・案件(3)「協働事業提案制度平成25年度実施事業の中間評価(確認)について」事務局から説明をお願いする。

事務局

- 資料4の説明

座長

- ・質問・意見等はあるか。

B委員

- ・SANGOさろんの今後重点的に取り組むことの欄に、「次年度の事業展開について、双方で検討する。」とあるが、協働事業ということではなく、今回の協働を基に、今後の事業計画等を双方で検討するという理解で良いか。

事務局

- ・その理解で良い。

座長

- ・他に意見等はあるか。

J委員

- ・練馬区内での植樹運動について、私の住んでいる地域では、区が苗木の無料配布を行っている。苗木の無料配布は練馬区内全域で行われているのか。

事務局

- ・区内全域ではなく、区とみどりの協定を締結している地域である。みどりの協定を結んでいる地域の中で、希望に応じて配布をしている状況である。

J委員

- ・練馬植樹推進会は、みどりの協定地区でない地域で植樹を行っているのか。

事務局

- ・特に協定地区外だけということではない。

B委員

- ・この事業は、家に来て植樹をしてくれるというのがポイントである。

座長

- ・他に意見等はあるか。

C委員

- ・以前、公平性の観点から、委員が協働事業に参加できるかどうかの議論があった。その結果、区民の一人として参加するのは良いということになり、事務局から参加可能な事業の情報ももらっている。
- ・私自身も一つの事業に参加した。企画の良い事業に参加してしまうと、どうしても私情が出てしまう。審査や評価に影響するかどうかは分からないが、個人的には、参加できて非常に良かったと思っている。
- ・女性であれば見学できると思われるSANGOさろんの案内はあったのか。

事務局

- ・SANGOさろんの案内は行ってない。見学が可能かどうか団体に確認する。

C委員

- ・見学が可能であれば、是非、見学をしていただき、感想などを伺いたいと考えている。

座長

- ・ S A N G O さろんの見学については、事務局で確認をお願いします。
- ・ 他に意見等はあるか。

B 委員

- ・ 働き盛りの方に対する健康づくり支援事業について、ターゲットにしているのは、30代から50代の方であるが、参加者全体からの比率からすると、ターゲットを捉えきれていない部分がある。
- ・ 何故、このターゲット世代に参加に誘導できなかったのか検証する必要がある。ターゲット世代を上手く呼び込むため、企画に問題があったのか、広報に問題があったのかなどの分析が必要だと思う。

C 委員

- ・ 中間報告シートのとおりであると思う。シリーズの事業であり、1回目の参加者にターゲット層が少なかったのが、2回目にも影響しているようである。
- ・ 1回目にはK委員が参加している。どのような状況であったかお話を伺いたい。

K 委員

- ・ ターゲット世代の参加も多かったと思う。

C 委員

- ・ 2回目の事業「海辺をはだして歩こう」については、親子のコミュニケーション、子ども達が他の人たちの接点を持つという観点からも、意義があったと思う。最初は、バスの中でゲームをしていたような子どもが、帰りには、参加者の皆さんと打ち解けていた。非常に良い雰囲気であり、趣旨としては、大変良かったと思う。ただ、ターゲットとしている世代が、思ったほど集まらなかったのが残念である。

J 委員

- ・ 私も参加をした。全体的には非常に良い事業であった。ただ、バスの中で、団体の方から千葉県に関する紹介があり、その中で、一部誤りがあった。後から訂正もあったが、子どもたちも多くいたので、正確な情報が伝わるよう注意する必要があると感じた。

G 委員

- ・ 親子のふれあいや、他の参加者とのコミュニケーションなど、事業を実施した意義があったと感じている。しかし、事業の目的と照らし合わせた時に、30代から50代の方を対象として健康づくりに取り組む機会を提供するという部分は良いが、生活習慣病の予防と継続的な運動を通じた健康づくりを推進するという部分では弱く、目的と事業の企画がどうだったのかという疑問はある。

C 委員

- ・ 自分が参加をして見て感じたことは、海辺をはだして5km歩いたことで、楽しかったと同時にしんどさもあった。これではいけないと感じ、今後はできるだけ歩くようにしようという意識にもなった。

- ・繰り返しになるが、第1回目の事業にターゲット世代の参加者を集められていれば、2回目以降にもつながり、当初の目的が果たせるような事業になったのではないかと感じる。

A委員

- ・アンケート調査を実施しているため、「今後、あなたは運動を続ける気持ちになりましたか」のような項目を入れると、意識の変化が確認できたのではないか。

C委員

- ・協働事業として区の方も広報の点で工夫の余地があったのではないかという反省点も出てくるかもしれない。

A委員

- ・事業の動画を撮っておき、今後、同様の事業を行う際に、行くと楽しいというようなアピールができれば良いと思う。
- ・これは、この事業以外でも、参考になる取り組みだと思う。

C委員

- ・「海辺をはだして歩こう」に参加した人へのアンケート結果を見ると、参加者全員が来年も実施して欲しいと回答している。それだけ充実した事業であったことは間違いないと思う。

座長

- ・他に意見等はあるか。

特になし

座長

- ・案件以外で何かあるか。

事務局

参考資料の説明

座長

- ・質問等はあるか。

C委員

- ・福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業、まちづくり活動助成金とも、審査はあるのか。

事務局

- ・すべて審査を行っている。福祉のまちづくりパートナーシップ区民活動支援事業のはじめの一步部門、まちづくり活動助成金のたまご部門については、書類審査のみである。

座長

- ・他に質問等はあるか

特になし

座長

- ・以上で第 15 回練馬区区民協働推進会議を終了する。